財団法人 日本ハンドボール協会 運営役員登録規程

(目的)

第1条 本規程は、財団法人日本ハンドボール協会(以下「本協会」という)役員、 委員会委員及び本協会寄附行為第32条に基づく加盟団体の運営役員 (以下単に「役員」という)の登録について定める。

(義務)

第2条 本協会及び本協会加盟団体を構成する役員は、本規程の定めるところに より本協会に登録しなければならない。

(区分)

- 第3条 本規程による役員登録の区分は、以下の通りとする。
 - 1. 日本協会役員

会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、参事、監事、委員((財)日本 ハンドボール協会委員会規程に定める委員会委員、及び専門委員会委員)

顧問、参与

評議員

その他日本協会役員に就任した者

2. 加盟団体

会長、副会長、理事長(部長、委員長)、副理事長、常務(常任)理事、理事、監(幹)事、監査、顧問、参与、など その他加盟団体役員に就任した者

(登録の手続き)

第4条 登録の申請は、日本協会所定の様式により、別に定める登録料を添えて 行うものとする。

(重複登録)

第 5 条 登録申請をしようとするものが、本協会、都道府県ハンドボール協会と全国 的組織を持つ本協会加盟団体とに重複して関与する場合、それぞれにつ いて登録する。

ただし、登録料は最上額のみとする。登録料が同額の場合、本協会、各都道府県協会、各全国連盟の順で支払うべき団体とする。

(申請期間)

第6条本協会への登録申請は、毎年4月1日から5月31日までに行うこととする。 申請期限を過ぎた場合、本協会はその申請を受理し、当該年度役員とし て認める。 (有効期間)

第7条 登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録の拒否または取り消し)

第 8 条 登録に虚偽や誤りがあったり、合法的であってもスポーツマンシップに反すると本協会が認めたときには、登録を拒否または取り消すことがある。

(登録金)

- 第9条 1.本協会に納入する登録金は、別表の通りとする。ただし、正規職業を定年退職等により、大幅に収入が減少した高額登録金の役員に対しては、自己申告によりこれを半額にすることができる。
 - 2. 名誉、最高など冠の付いた役職については、冠を除いた役職と同額とする。

(登録審査委員会)

第 1 0 条 本協会は、本規程施行上の問題を処理するため、登録審査委員会を設ける。委員の数は若干名とし、必要に応じて委員長が召集する。

(改廃及び施行)

第11条 本規程の改廃は、本協会理事会の議決による。

付則

本規程は平成11年4月1日より施行する。

本規程は平成12年4月1日一部改正。